

大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部と

豊中市との連携協力に関する包括協定書

(目的)

第1条 この協定は、大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部と豊中市が、文化、教育、国際交流等のさまざまな分野において、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部と豊中市(以下「両者」という。)は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 人的交流の促進
- (2) 知的・物的資源の相互活用
- (3) 共同による調査研究及び事業の実施
- (4) その他前条の目的を実現するために必要な連携協力

(連絡調整窓口)

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、両者の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 この協定に基づく連携協力の実施に要する経費は、原則として両者においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各自1通を所持する。

平成23年(2011年)12月9日

豊中市
市長

浅利 敬一郎

大阪音楽大学
大阪音楽短期大学部
学長

中村 孝義

